

ひまわり 向日葵

第254号
平成29年12月号

公益社団法人
東村山法人会
会報誌



横浜イルミネーション

主な 内容

ちょっと知りたい税理士コラム……………	2-3	【実施報告】年末調整実務研修会／決算書作成	
税務署だより……………	4-5	講座及び法人税申告書等の書き方講座……………	14
平成30年度税制改正に関する提言……………	6-7	青年の集い参加報告／法人会セミナーのご案内	
法人会全国大会参加報告／		／立川都税事務所からお知らせ……………	15
市民・産業まつり法人会ブース出展報告……………	8	ふやそう2万社GOGOキャンペーン／新入会員紹介コーナー…	16
税金クイズ集計結果……………	9	人人……………	17
教えて税理士さん!／新春講演会のご案内…	10	会員増強決起大会実施報告……………	18
地域の名所／地域のイベント情報……………	11	秋の叙勲納税表彰等受表彰者紹介／国内研修実施報告…	19
社労士column……………	12	賀詞交歓会のご案内／ブロック支部活動実施報告…	20-21
会社紹介……………	13	女性部会交流会実施報告／法人会の法律相談…	22
セキュリティセミナーのご案内……………	14	法人会行事のご案内……………	23
		recipe……………	24



公益社団法人 東村山法人会

www.tohoren.or.jp/higashimurayama/index.asp

経営分析とC/S計算書

今回は「経営分析」と「キャッシュフロー計算書」のお話です。

1 お母さんの晩ご飯の原価計算

経営分析で重要項目の1つが原価計算です。わかりやすい具体例として「お母さんの晩ご飯の原価計算」のお話をさせていただきます。以前、小平市で飲食店を3店舗、調理師等スタッフ10人の会社を営んでいる社長さんと会社の原価計算の話をして、二人で電卓をたたいて計算しました。「人件費の給与が多くて利益が出ない」と社長さんは嘆いていました。ひと段落して、お茶が出ました。私が「社長さん、お母さんの晩ご飯の原価計算してみませんか」とお話したところ、社長さんは面白いですね。と乗ってくれました。また、二人で電卓をたたきました。あえて、飲食店の調理師さんが出張して、お母さんの晩ご飯の料理を替わりに作った場合の原価がいくら？という内容です。私が、いろいろと条件を出しました。では、カレーで4人家族分。まずは、全員の好みの味、体調、健康管理のデータをヒヤリングして把握してください。そして、長女の夕食時間は夜6時。長男は夜8時。お父さんは夜10時に温かいカレーをテーブルに出してください。後は、お皿を全部洗ってゴミも片づけてください。「え、そこまでですか。うーん。結局、調理師さんを12時間も拘束されますね。人件費が高いな。材料代もあるし」と計算してました。いくらになったと思いますか？なんと、4人分で26,000円です。お母さんの晩ご飯は大変な時間と労力をかけていて、高価なものです。お父さん子供たちも、お母さんに感謝して晩ご飯を食べなければいけないですね。さて、本筋のお話ですがこのカレー 26,000円の原価の詳細は以下の内容です。

①人件費 24,000円(給与) ②材料費 1,600円
③水道光熱費 400円

(一般的な飲食店の人件費は売上に対して約34%、材料費は約33%)

原価の3要素・・・①材料費②労務費③経費です。「材料費」は仕入等です。「労務費」は人件費です。「経費」は水道光熱費、賃借料、修繕費等です。また、直接に製造にかかわるものを「直接費」、間接的に製造にかかわるものを「間接費」として区分けします。

カレー 4人分 26,000円は直接の原価ですので、飲食店のその他の一般管理費(間接費)は概算の売上割合で7,000円とすると損益分岐点は33,000円とも言えます。

損益分岐点・・・利益が0円の売上です。「収支がトントン」とよく言いますが売上と費用が同額の採算性の事です。このことを損益分岐点と言います。損益分岐点には「変動費」「固定費」「変動費率」の3つの要素があります。変動費とは、仕入のように売上に比例する費用です。「固定費」は人件費のように売上に関係ない固定費用です(他に一般管理費等)。「変動費率」は変動費÷売上です。この3つを使って会社の採算性を計算します。

カレー 33,000円は経費総額です。これをもしまお父さんがお金を払ってくれた場合は「売価」はいくらにしましょうか？利益率は11%とすると売価は37,000円ほどです。カレー 1杯は9,250円ほどです。「お会計票」を晩ご飯の時に父さんに渡してみたらどうなるでしょう？(一般的な飲食店は材料費等の変動費の3倍前後が売価)。

以上を概略の説明でまとめると。

- ①カレー 4人前の売価 37,000円
- ② // の原価 26,000円
- ③ // の売上総利益(粗利) 11,000円
- ④ // の一般管理費 7,000円
- ⑤ // の営業利益 4,000円
- ⑥ // の損益分岐点 33,000円

(＊ケータリング会社の財務諸表様式参照)とも言えます。売価33,000円以下だと赤字となります。以上はカレー 4人分のお話ですが、建設会社であれば「工事台帳」を作成して現場ごとの利益を把握することが大事です。小売業であれば毎月の仕入、在庫を確認。サービス業であれば人件費等の原価を把握して毎月の利益を把握することが大事ですね。その上で、お仕事を受注するかどうか慎重に考えることが大事です。赤字の仕事を喜んでする会社はありません。どんぶり勘定ではいずれ資金繰りに行き詰まります。さて、お会計票を渡したお父さんが1円もくれなかったらお母さんは33,000円の赤字でしょうか？それとも、「今夜のカレーもおいしかったよ」と言ってくれたらプライスレスで許してあげますか？



2 3分でできる経営分析

中小企業基盤整備機構に3分間ほどでできる「経営分析表」があります。匿名で無料です。ホームページで経営分析のページで今期の決算書のデータ23点を入力、また、前期のデータは売上等3点だけの数字を入力します。決算書を見慣れている経理部長様なら3分ほどでできます。そうすると全国の同業種の数万社のデータをもとに貴会社の経営分析表が5枚程のシートで作成されます。①安全ゾーン、危険ゾーンの判定表②資金繰り診断③収益性等の5項目の通信簿⑥貴会社のワースト3項目の解説、対策をしてくれます。社内の会議資料として有益です。
*経営自己診断システム→エンターで入れます。

3 C/S計算書 (キャッシュフローステートメント)

貸借対照表(B/S)と損益計算書(P/L)を皆さんはよく目にされていると思います。今度はキャッシュフロー計算書のお話です。お金の動きの意味合いを計算で表示します。預金等の流動資産が昨年よりいくら増えたかを確認できる計算書でもあります。銀行も融資の審査でも内部留保でお金がいくらたまっているかチェックしています。

C/S計算書・・・資金の流れを把握できる財務諸表です。①営業活動②投資活動③財務活動の3つの情報です。「営業活動」は本業の収入と支出の差のお金の動きです。「投資活動」は設備投資などのお金の動きです。「財務活動」は借入金などの資金調達のお金の動きです。

(概略の説明、詳細は割愛)

具体的な例です。「本業で稼いだお金で借金を返す」は営業活動がプラスで財務活動はマイナスになり健全な会社の姿です。「本業が不振で資産を売って借金を減らす」は営業活動と財務活動がマイナス、投資活動がプラスです。不健全な会社です。以上のようにキャッシュフロー計算書を作成すると会社の実態が一目瞭然となります。

B/S、P/L、C/Sの財務3表を会社の指標にすると管理会計の未来予測、経営計画が作成でき「鬼に金棒」となります。

4 営業会議

会社の営業会議にお伺いして、私がまずお話しするフレーズがあります。「あと5%の企

業努力が実ると売上が伸びます」。会社は高い評価を得ることができる。一般的には5%の企業努力で評価も5%です。しかし、限界点を越えた5%の評価は非常に高いです。「感動」とか「満足」とかの評価はこのエリアでの話になります。たとえば、携帯電話の場合、各社とも最大の開発努力をしている。その中のある1社が「あと5%」の企業努力で新たな機能の開発を繰り返しました。**イノベーション**です。10年前、押しボタン式の操作が、指の画面タッチで操作するようになりました。その携帯電話は市場の5%の増加ではなく、シェアのトップを占めます。皆さんもよく知ってます。スマートフォンです。考え方によっては、他社の倍、200%の努力をしなくてもよい、「倍働け」との言葉がありますが、いいえ、倍働かなくても、5%の企業成果が実れば他社と差別化ができて売上が伸びます。やる気が出てきますね。

結論

「5%の企業成果」のために必要なのは長時間の残業ではなく、お客様のニーズを掴む「感性」「情報の整理力」「斬新な視点」「知恵」「ネットワーク」であり根底にあるのは「情熱」です。そのための「改善」が企業の会議の議題となります。これからの利益が少ない成熟した日本経済では「知恵の競争の時代」とも言えます。(法令は平成29年11月現在。事例は個人等が特定されないように表現は配慮。中小企業基盤整備機構より資料参照)

Profile 能勢 俊一

税理士、行政書士、弥生会計インストラクター



- ・税理士登録は平成元年。FP。スタッフ13名。
- ・住宅展示場等の相談会は多数開催、各種セミナー講師。本年5月のプリジストンクラブの研修会の担当講師
- ・弥生会計ソフト教室開催(インストラクター5名)
- ・趣味はフットサル、愛車はマーチプリンセス

■事務所 能勢税務会計事務所
小平市学園西町2-18-29
■TEL 042-343-7271
■FAX 042-343-7260
■e-mail z@nose-ao.com
■URL <http://www.kaikei-home.com/nose/>

税 務 署 だ よ り

平成29年分所得税等の確定申告を行う皆さまへ

所得税・贈与税・個人消費税の
東村山税務署の申告書作成会場は
2月16日(金)に開設します。

会場開設前は税務署の申告書作成会場はありませんので、
申告書作成・相談のためのご来署はご遠慮ください。



【開設期間】平成30年2月16日(金)から3月15日(木)まで
※土、日を除きます。ただし、2月18日(日)と2月25日(日)
は開場します。

【受付時間】午前8時30分から

【相談時間】午前9時から午後5時まで
※会場が混雑している場合には、受付を早めに締め切ることが
ありますのでなるべく午後4時までにお越しください。

ご自宅等でも申告書等を作成できます！

申告書は、国税庁HPで！

国税庁 検索

○確定申告書等作成コーナー

インターネットで「国税庁HP」へアクセス！

画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算
され、以下の申告書等が作成できます。

所得税
・復興特別所得税

青色申告決算書
・収支内訳書

消費税
・地方消費税

贈与税



作成した申告書等は、印刷(白黒でも可)して、そのまま
税務署に提出できます。

事前手続き不要です！

タブレット端末・スマートフォン等をご使用の方 ⇒

※申告書の印刷は対応プリンタか、コンビニエンスストア等のプリントサービスをご利用ください。



「確定申告書等作成コーナー」
をご利用された方は、



次は、「e-Tax」で申告を！

○ e-Tax のご利用の際には、事前準備が必要です。

5

超高齢化社会に対応した社会保障制度の構築と 中小企業に税制措置でさらなる活力を！

法人会の「平成30年度税制改正に関する提言」が、9月21日の公益財団法人全国法人会総連合(以下「全法連」)の理事会でまとまった。

同提言は、会員企業からの要望意見、税制改正に関するアンケートなどをもとに税制委員会の審議を経て、取りまとめられたもので、「税・財政改革のあり方」「経済活性化と中小企業対策」「地方のあり方」「震災復興」などからなっている。

全法連では、全国80万会員の声として、財務省、総務省、中小企業庁、自民党、公明党および国会議員などに対して実現を求めて要望活動を行っている。

さらに、全国41都道県連および440単位会でも、地元選出の国会議員、地方自治体の首長、議長あて広汎な要望活動を行っている。提言(要約)は次のとおり。

I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

●消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。国民の将来不安を解消するために、「社会保障と税の一体改革」の原点に立ち返って、2019年10月の税率引き上げが確実に実施できるよう、経済環境の整備を進めていくことが重要である。

●「骨太の方針2015」では、歳出面で2016年度から18年度までの3年間で政策経費の増加額を1.6兆円(社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円)程度に抑制する目安を示した。この2年間においては目安を達成していることから、最終年度においても政策経費の抑制は確実に行うべきである。

●財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

●消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率10%程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率10%引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保するべきである。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

●社会保障分野では団塊の世代すべてが後期高齢者となる「2025年問題」がクローズアップされてきた。医療と介護の給付急増が見込まれるた

めで、これを「重点化・効率化」によって可能な限り抑制し、かつ適正な「負担」を確保していかなければ、社会保障制度が立ち行かなくなる。

●少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。なお、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

3. 行政改革の徹底

●行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならない。

●国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

●消費税率10%への引き上げと同時に低所得者対策として軽減税率が導入されることになっているが、10%程度までは単一税率が望ましいことを改めて表明しておきたい。これまでも指摘してきたように、軽減税率は事業者の事務負担が大きいという、税制の簡素化、税務執行コストおよび税收確保などの観点から極めて問題が多いからである。

●現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

●OECD加盟国の法人実効税率平均は約25%、アジア主要10カ国の平均は約22%となっており、我が国の税率水準は依然として高い。今般の税率引き下げの効果等を確認しつつ、国際競争力強化などの観点からさらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

●中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれていた軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

●租税特別措置については、税の公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものや適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の適用期限が平成30年3月末までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃する。

3. 事業承継税制の拡充

●我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献しており、経済社会を支える基盤ともいえる。その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、我が国経済社会の根幹が揺らぐことになる。先般、納税猶予制度の改正で要件緩和や手続きの簡素化などがなされたが、さらに抜本的な見直しが必要である。

●事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

●相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実

上述の本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は、相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実を図ることを求める。

①株式総数上限(3分の2)の撤廃と相続税の納税

猶予割合(80%)を100%に引き上げる。

②死亡時まで株式を所有しないと納税猶予が免除されない制度を、5年経過時点で免除する制度に改める。

③対象会社規模を拡大する。

III 地方のあり方

●地方活性化には、国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権をさらに進めねばならないが、同時に現在推進中の地方創生戦略の深化も極めて重要である。その共通理念として指摘しておきたいのは、地方の自立・自助の精神である。

●ふるさと納税制度で一部に見られるような換金性の高い商品券や高額または返礼割合の高い返礼品を送付するなどの過度な競争には問題があり、適切な見直しが必要である。

●異常な水準にまで悪化した我が国財政を考えると、国だけでなく地方の財政規律の確立も欠かせない。とくに、国が地方の財源を手厚く保障している地方交付税の改革をさらに進め、地方は必要な安定財源の確保や行政改革についても、自らの責任で企画・立案し実行していく必要がある。

IV 震災復興

●東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間(平成28年度～32年度)」も2年目に入っているが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

V その他

●税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとはいえない。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

提言の全文は「全法連ホームページ」でご覧いただけます。

<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>

10月5日(木)、第34回法人会全国大会に村野会長以下14名で参加しました。今年は福井県の産業会館に佐川国税庁長官、西川福井県知事等多数のご来賓と全国の法人会から約1,800名の会員が集まり盛大に開催されました。

第1部記念講演では毎日新聞社専門編集委員の与良正男氏による「今後の政治と経済の行方」と題した記念講演が行われました。講師から法人会全国大会の講演依頼を受けた際に法人会の方々にお話しするには良い演題だと思っていたが、まさか衆議院が解散になりこんな政局になるとは思ってもいなかったと前置きの上、小池希望の党党首のお話や新党の流れ等について、政治記者としての経験と多くの政治家とのお付き合いを踏まえたお話をいただきました。

第2部式典では伊東福井県法人会連合会長と小林全法連会長の挨拶に引き続き、平成30年度税制改正提言の報告(詳しくは、6、7ページに掲載しています。)と青年部会による租税教育活動の報告が行われ、最後に「中小企業の活性化に資する税制」「本格的な事業承継税制の創設」等を中心とする税制改正の実現に向けた大会宣言が行われました。

また、会場では福井県の魅力が詰まった名産品を展示した物産展も開催され、参加した会員はお土産を選ぶのに苦慮しました。



講師 与良正男氏



講演会受講状況



全国大会参加者

市民・産業まつり法人会ブース出展報告 税と法人会を知ってもらおう!

今年度も管内各市で開催された秋の市民・産業まつりに社会貢献事業の一環として、法人会ブースを開設し、税と東村山法人会のことを市民の皆様知ってもらおう!と役員の皆さんが活動を行いました。

今年度の市民祭等は、10月15日(日)の清瀬市に始まり、11月11日(土)と12日(日)に東村山市、小平市、西東京市、東久留米市で開催されました。各ブロック等は、「会員募集」や「一億円体験」の幟を立て活動を行いました。特に、恒例の税金クイズに挑戦して頂いた皆様に鉢花や種をプレゼントする企画には長い列ができ、法人会のブースは大盛況でした。

また、各ブースに鈴木税務署長を始めとして東村山税務署員の方々が訪れ、法人会のPRにお手伝いを頂きました。

東村山市
いきいきプラザ南側



小平市 小平市福祉
会館前市民広場



西東京市
西東京いこいの森公園



東久留米市
東久留米駅西口



清瀬市
けやき通り



税務署長と支部役員の皆様



法人会ブースの状況



税金クイズ集計結果 (平成29年度)

管内各市で、市民・産業まつりの法人会ブースにおいて税金クイズを実施しました。ご協力頂きました税金クイズ集計結果をご紹介します。

		東村山ブロック 実施日 11月11・12日		小平ブロック 実施日 11月11日		西東京ブロック 実施日 11月11・12日		東久留米ブロック 実施日 11月11・12日		清瀬支部 実施日 10月15日	
問題1 あなたは東村山 法人会を	A. 知っている	942	69.4%	350	74.0%	380	56.9%	506	65.4%	236	50.6%
	B. 知らない	416	30.6%	123	26.0%	288	43.1%	268	34.6%	230	49.4%
	回答数合計	1358		473		668		774		466	
問題2 東村山税務署管 内にはいくつの 市があるでしょ うか?	A. 1市	81	5.8%	82	17.6%	21	3.2%	92	12.0%	43	9.4%
	B. 5市	1258	90.8%	323	69.2%	579	86.9%	562	73.1%	367	80.3%
	C. 6市	47	3.4%	62	13.3%	66	9.9%	115	15.0%	47	10.3%
	回答数合計	1386		467		666		769		457	
問題3 世界には色々な 税がありますが、 実際にはない税は どれでしょうか?	A. ソーダ税	58	4.2%	141	31.5%	140	21.2%	175	23.8%	108	24.5%
	B. ポテトチップス税	70	5.1%	172	38.4%	135	20.4%	205	27.9%	224	50.9%
	C. ソーセージ税	1238	90.6%	135	30.1%	386	58.4%	356	48.4%	108	24.5%
	回答数合計	1366		448		661		736		440	
問題4 消費税が10%に なるのはいつの 予定でしょうか?	A. H29年10月	32	2.3%	60	12.9%	25	3.8%	100	13.2%	58	12.6%
	B. H30年10月	115	8.4%	282	60.8%	167	25.2%	350	46.4%	206	44.9%
	C. H31年10月	1215	89.2%	122	26.3%	472	71.1%	305	40.4%	195	42.5%
	回答数合計	1362		464		664		755		459	
問題5 現在日本は「少子・ 高齢化」が進んで いますが、このまま 進むと2025年には 高齢者(65歳以上) を何人で支えること になるでしょうか?	A. 1.2人	1222	89.1%	139	29.4%	473	71.0%	392	51.4%	237	51.1%
	B. 2.4人	103	7.5%	175	37.0%	102	15.3%	182	23.9%	124	26.7%
	C. 3.6人	47	3.4%	159	33.6%	91	13.7%	189	24.8%	103	22.2%
	回答数合計	1372		473		666		763		464	
問題6 医療費の公費負 担額は、国民1人 当たりいくらで しょうか?	A. 約12.4万円	1221	89.6%	110	24.6%	444	68.0%	369	50.2%	239	52.9%
	B. 約22.1万円	94	6.9%	208	46.5%	120	18.4%	226	30.7%	132	29.2%
	C. 約35.3万円	47	3.5%	129	28.9%	89	13.6%	140	19.0%	81	17.9%
	回答数合計	1362		447		653		735		452	
性 別	男	272	22.7%	105	33.3%	130	22.5%	153	26.3%	84	23.5%
	女	926	77.3%	210	66.7%	448	77.5%	429	73.7%	273	76.5%
	回答数合計	1198		315		578		582		357	
年 代	10代	70	5.3%	11	2.4%	29	4.4%	39	5.3%	13	2.8%
	20代	30	2.3%	2	0.4%	11	1.7%	17	2.3%	6	1.3%
	30代	98	7.4%	24	5.3%	75	11.4%	50	6.8%	33	7.2%
	40代	144	10.8%	44	9.8%	112	17.1%	85	11.6%	48	10.5%
	50代	183	13.8%	77	17.1%	83	12.7%	99	13.6%	73	15.9%
	60歳以上	805	60.5%	291	64.8%	346	52.7%	440	60.3%	286	62.3%
	回答数合計	1330		449		656		730		459	

正解は… 問題1: 該当するところ 問題2: B (5市) 問題3: C (ソーセージ税) 問題4: C (H31年10月)
問題5: A (1.2人) 問題6: A (約12.4万円)

は正解数と正解率

教えて 税理士さん!



「教えて税理士さん!」コーナーでは、経営者としていまさら聞けない税に関するご質問やお悩み、疑問等に税理士さんがお答えします。



質問

上場していませんが、自社株の評価ってどのようにすればいいのでしょうか?

(東久留米市 M.W.)

回答

取引相場のない自社株を評価する局面は様々であり、その目的により評価方法は異なりますが、税務上の評価は「財産評価基本通達」の「取引相場のない株式の評価」に基づいて行われます。

主な評価の方法は原則的評価方式である**類似業種比準方式**・**純資産価額方式**と、特例的評価方式である**配当還元方式**の**3種類**があります。

類似業種比準方式とは、事業内容の類似する上場企業の株式の株価に比準して評価する方法であり、「類似業種の株価×比準割合×斟酌率」により算定します。

純資産価額方式とは、会社の純資産額に基づいて評価する方法であり、「(相続税評価額による純資産価額－評価差額に対する法人税等相当額)÷発行済株式数」により算定します。

配当還元方式とは、配当額に基づいて評価する方法であり、「年平均配当金額÷10%×1株当たりの資本金額等÷50円」により算定します。

どの評価方法が採用されるかは、株主の態様(議決権割合等)、会社規模の区分(従業員数・総資産・売上金額)等によって決定されます。なお、資産の大半が株式・土地等である会社、開業間もない会社、休眠会社等の特定の会社については、通常の営業活動を前提とした評価方法は馴染まないことから、個別にその評価方法が定められています。

自社株を事前に評価することは有効な事業承継や相続対策に繋がります。専門家に相談して、最適な方法をとるようにしましょう。



回答者

東京税理士会東村山支部所属 木村公認会計士 税理士事務所
公認会計士 税理士 木村 智宏

ご案内

平成30年

新春講演会のご案内



講師 スポーツジャーナリスト
二宮 清純 氏

演題 スポーツの力で地域活性
～東京オリンピック・パラリンピックを
地域活性のチャンスに～

日時 平成30年 1月15日(月)
午後3時30分開催

会場 立川グランドホテル
(立川市曙町2-14-16)



**参加費無料
どなたでも無料
申込不要**



【所在地】西東京市田無町三十八ー一二

田無にある総持寺は、真言宗智山派の寺院で別名は田無不動尊と言います。創建年代は不明ですが元和年間に俊英和尚という方が谷戸に法界山西光寺として創建され、慶安年間に現在の場所へ移転したと伝えられています。

江戸時代は尉殿権現社（現田無神社）の別当寺を務め、明治8年に西光寺と近隣の密蔵院観音寺含め3寺が合併し田無山総持寺として改称したとの事です。

お彼岸には白い彼岸花が咲き、田無のお盆では近隣随一の盆踊り大会が毎年開催され多くの人で賑わっています。

年末の護摩焚きは新年が明けた午前0時から30分ごとに1時まで行われ、お正月の三が日は9時〜4時まで、一時間おきに行われます。（通常は1、15、28日の朝6時〜）

本年度は酉年ですが、お不動様が守り本尊の年となるそうです。今年は特に丁酉歳と言われ「丁」とは十干の一つとして第四の火の性を見守る十年に一度の歳とのこと。十干と十二支が合わさって「干支」になるそうです。この組み合わせは60通りになり、平成29年は60年に一度の特別な歳なのだそうです。

最近では御朱印集めが多くの人の楽しみとなつていますが、この60年に一度の年にお不動様めぐりは良いかもしれませんね。お近くに來られた時には境内にある大きなケヤキも歴史があるので寄ってみてください。

田無山総持寺 関東三十六不動霊場

地域の名所

地域のイベント情報

清瀬

清瀬市消防団出初式

新春恒例の出初式を行います。
ぜひご覧ください。



■日時 ▶ 1月13日(土) 午前10時〜(小雨決行)

■場所 ▶ 神山公園

※当日は午前8時に市内一斉にサイレンが鳴りますので、ご注意ください。

■問合せ ▶ 防災防犯課防災係 ☎042-497-1847



【労働法への影響：主な二つのポイントについて】

1)時効

旧民法の短期消滅時効が廃止となり、「賃金の消滅時効が1年」という定めがなくなり、民法の消滅時効も、旧民法では「権利を行使できるときから10年」だった消滅時効期間が、改正民法では、①「権利を行使することができることを知った時から5年」(主観的時効)又は ②「権利を行使することができる時から10年間」(客観的時効)に改正されました。

現在、労基法では消滅時効については、「賃金—2年」、「退職手当—5年」と定められています。それは、旧民法では1年の短期消滅時効とされていたため、労働者の権利保護からは短すぎるという理由で、賃金については旧民法で1年であった短期消滅時効を特別法の労基法で2年に延長した経緯があります。

結果として、労基法で民法より短い期間設定となる逆転現象は立法趣旨に反するのではとの意見もあり、例えば、年次有給休暇請求権も5年の時効となると最長100日の取得が可能となる可能性があり、今後の労働政策審議会の議論を待つことになるかもしれません。

2)雇用契約の解除(一般的に使用者からは解雇、労働者からは退職とされます。)

イ 期間の定めのある雇用契約

- ①雇用期間が5年超、又はその終期が不確定であるときは、当事者(使用者及び労働者)の一方は、5年経過後、いつでも契約解除ができます。労基法では、最長の契約期間は原則3年、特定の場合(ダム、橋梁工事、プロジェクト事業等々)は5年と定められています。
- ②契約解除しようとする場合、使用者は3カ月前、労働者は2週間前に予告しなければならなくなりました。

ロ 期間の定めのない雇用契約

- ①使用者からの雇用契約解除の申入れは、期間により賃金を定めている場合、次期以降についてできることになり、但し、その申入れは当期の前半に行うことになります。
- ②労働者からの雇用契約解除の申入れは、期間により賃金を定めている場合であってもいつでも可能となり、その雇用契約は申入れ日から2週間を経過して終了することになります。

以上、本改正の施行と今後の各諸法令改正に注意しつつ、事業所としてどのように働き方改革にも取り込んでゆくかを準備することが非常に重要です。

筆者紹介

石津 雄美(いしづ たかよし)

2017年12月1日現在

石津社労士事務所 所長(特定社会保険労務士、東京都社労士会武蔵野支部所属)
オールフォーオール 代表(経営コンサルタント、医療労務コンサルタント、国分寺商工会会員、国分寺市役所行政協力相談員、板橋青色申告会会員、東京都商工会連合会エキスパートバンク担当専門家、シーツ(株)代理店、O3S(ワンストップソリューションサービスチーム)= AFAC 主宰) 一般社団法人ウェルフルジャパン(WFJ)会員

略歴

- 昭和53年 中央大学法学部法律学科卒業
- 昭和54年 損害保険会社支社長、コンサルティング会社営業部長を歴任
- 保有資格 ライフ・コンサルタント(生保協会)、年金アドバイザー3級(銀行業務検定)、社会保険労務士(平成10年11月)
- 平成18年 第1回個別労働紛争解決手続代理業務資格—特定社労士資格取得
- 平成27年4月1日 医療労務コンサルタント取得(全国社会保険労務士会連合会)

事務所

- 所在地 〒185-0002 国分寺市東戸倉2-7-1 雅ミヤビ17ワイズA
- TEL 090-1738-7991
- e-FAX 03-4496-5373
- e-MAIL 07159596012@jcom.home.ne.jp





社会福祉法人 多摩済生医療団

【多摩済生医療団 理念】

心をひとつに 助け合い 共に生きる



【法人の概要】

■多摩済生病院

病院種別

一般病院(一般34床、療養84床、介護45床及び精神262床)

標榜科目

内科、精神科、外科、整形外科、循環器内科、呼吸器内科、形成外科、皮膚科、リハビリテーション科

病院指定

保険医療機関(健保・国保)、救急指定(救急告示)、生活保護法、労災保険等

その他

健康診断、各種予防接種も実施

■多摩済生園

特別養護老人ホーム(利用定員154名)、老人短期入所(ショートステイ)、(介護予防)短期入所生活介護

■多摩済生ケアセンター

デイサービス、訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、訪問看護、居宅介護支援事業所、小平地域包括支援センター



多摩済生病院 正面



多摩済生園
正面



多摩済生
ケアセンター

【沿革】

- 昭和11年 多摩済生院の名称で結核療養所創立
- 昭和28年 社会福祉法人 多摩済生院設立(結核280床)
- 昭和33年 社会福祉法人 多摩済生病院と名称変更
- 昭和34年 地域のニーズや時代背景の変革に伴い、一部を一般病棟及び精神病棟へ転換
- 昭和52年 小平市初の特別養護老人ホーム・多摩済生園開設。また、法人名を社会福祉法人 多摩済生医療団に
- 昭和53年 結核病棟を廃止して一般病棟へ転換
- 昭和55年 訪問給食サービス事業の開始
- 平成5年 多摩済生ケアセンター(高齢者在宅サービスセンター・在宅介護支援センター)開設
- 平成12年 訪問看護事業及び居宅介護支援事業を開設

【法人のPR】

社会福祉法人として、地域に根差した医療・介護サービスを展開する他、無料低額診療や就労支援等の事業にも取り組む。

地域包括ケアシステムの構築と地域共生社会の実現に向けて、医療・福祉の向上に努力している。



多摩済生園・多摩済生ケアセンター 施設長
中村 与 人

社会福祉法人 多摩済生医療団

■ 所在地 小平市美園町3-11-1

■ 理事長 和田 裕

■ TEL 042-341-1611

■ FAX 042-341-1610

■ HP <http://www.tama-saisei-iryoudan.com>

セキュリティセミナーのご案内

**参加費
無料**

ランサムウェアって何だろう？対策したいが専任のICT担当者がいない。
いまさら聞けないその疑問、お悩みにもお答えします。

情報セキュリティセミナー 参加費無料

- 【協 力】 トレンドマイクロ(株)、NTT 東日本
 【日 時】 平成30年1月29日(月)15:30～17:00
 2月 8日(木)15:30～17:00
 【内 容】 最新サイバー攻撃事例と必要なセキュリティ対策
 サイバー攻撃から会社を守る！情報セキュリティ対策のポイント
 【会 場】 東村山法人会館
 【申込方法】 同封のチラシにご記入後、ファクスにてお申し込みいただくか、
 事務局にお電話にて承ります。(TEL 042-394-7654)



報告

年末調整実務研修会 実施報告



研修状況

11月17日(金)法人会館において年末調整実務研修会が会員及び非会員約50名に対して開催されました。講師に東村山税務署室橋上司調査官と山屋事務官をお招きし、DVDによる「年末調整しかた」と「法定調書の作成と提出のしかた」を学習し、さらにテキストを使用して説明を受け、各企業から参加いただいた方に年末調整手順について理解していただきました。

決算書作成講座及び申告書作成講座 実施報告

報告

10月6日(金)から法人会館において「決算書作成講座」(全5回)を、引き続き11月10日(金)から「法人税申告書等の書き方講座」(全5回)を開催しました。

講師は昨年度に引き続き東京税理士会東村山支部所属の公認会計士・税理士の石川正夫先生にお願いし、決算書の作成及び法人税申告書への転記要領を分かり易く講義していただき、受講者の方からは「為になった」との声をいただきました。



研修状況

平成29年11月10日(金)第31回法人会全国青年の集い「高知大会」が高知県民文化ホールにて開催され、東村山法人会青年部会は総勢17名にて参加致しました。

「未来へ継ぐ絆 志国高知」の大会スローガンのもと、青年部会活動の柱である租税教育活動や部会員増強について、一年間の成果を発表し表彰するとともに、租税教育活動の取り組み事例を共有致しました。続いて記念講演会では、講師に高知県宿毛市出身の間寛平氏をお迎えし、演題「走る



ことで伝える大切な事 ～夢・出会い・絆～」を聴講致しました。「走る」ことで伝え！魅せる寛平さんの想いを、坂本龍馬の生まれたこの高知で全国の青年部会の皆様と共有出来る機会を与えてくれたことが何よりも光栄です。最後に会場を移し、三翠園で大懇親会に参加しました。初めて見る人も多いことであろうマグロの解体ショーを見物しながら、意見交換に華を咲かせました。

記 副部会長 森津幸介

東村山法人会

セミナーのご案内

参加費
無料!!

決算法人説明会	平成30年1月9日(火)	13時30分～16時
決算法人説明会	2月6日(火)	13時30分～16時
新設法人説明会	1月24日(水)	13時30分～16時10分
税務教室 「消費税申告書作成講座Ⅰ 原則課税」	1月16日(火)	14時～16時
税務教室 「消費税申告書作成講座Ⅱ 簡易課税」	2月20日(火)	15時～16時

※決算法人説明会はどちらの日程も同一内容です。ご都合のよい日にお越しください。

どなたでも参加できます！

参加ご希望の方は東村山法人会事務局にお電話ください。☎042-394-7654

立川都税事務所からのお知らせ

一都税についてのお知らせ

年末年始における窓口業務のご案内

年末年始における、都税事務所・都税支所・支庁、都税総合事務センター・自動車税事務所での事務の取扱いはおおりのとおりです。

	12月28日(木)	12月29日(金) ～1月3日(水)	1月4日(木)
都税の納税	○	×※	○
都税の申告(申請)書の受付	○	「申告書等受箱」をご利用ください。	○
証明書等の取扱い	○	×	○

○：ご利用できます ×：ご利用できません

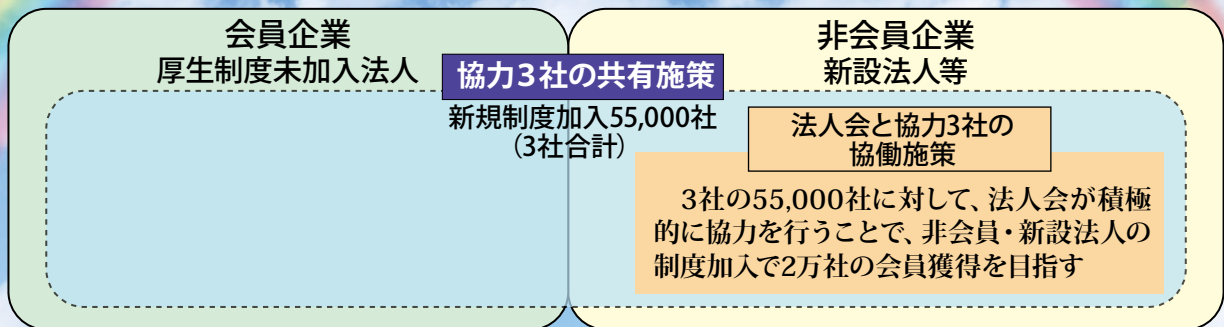
※閉庁期間でも、金融機関等の窓口、金融機関のペイジー対応のATM、パソコン等からのクレジットカード納付、インターネットバンキング、モバイルバンキング、コンビニエンスストアではご納付いただける場合があります。詳しくは各金融機関等に直接お問い合わせください。

【お問い合わせ先】 立川都税事務所 042-523-3171(代表)



ふやそう 2万社 GOGO キャンペーン について

全法連の3年10億増収計画に代わって「ふやそう2万社GOGOキャンペーン」が始まりました。これは、法人会と受託3社が協力し、29・30年の2年間で会員の2万社純増を図ろうというものです。



各社ごとの平成29年度目標 (単位: 社) (イメージ)

	合 計	大型保障	ビジネスガード	がん・医療
東 村 山	104	34	37	33
東 法 連	4,059	1,096	1,850	1,113
全 法 連	26,511	6,511	12,000	8,000

以上の目標を達成すると達成率上位の単位会に特別表彰と報奨金が支給されます。新設法人の情報等を事務局や受託3社にお知らせ下さい。

新入会員紹介コーナー

私たちは、働く人と会社が共に元気になるお手伝いをする、国が認定する公的な支援機関(経営革新等支援機関)です。西東京市で開業し、今年で12年目を迎えました。

人を雇いたい、残業を減らしたい、離職率を下げたいなどの人や労務に関するご相談や、各種助成金を活用したい、銀行から借入をしたい、稼ぐ力を高めたい、ITを導入したいなどのご要望にも、適切なアドバイスを中小企業診断士や社会保険労務士など専門家のチームで検討し、ご提案させていただきます。どうぞお気軽にお問合せください。

共に考えます
働く人の幸せ 会社の未来

- 法人名 (株)ハッピーコンビ
- 代表者 荒井 幸之助
- 住 所 西東京市富士町 1-11-21-113
- T E L 042-468-2570
- F A X 042-468-2570
- 支 部 西東京第2支部
- H P <http://www.hc-arai.jp/>

新入会員紹介

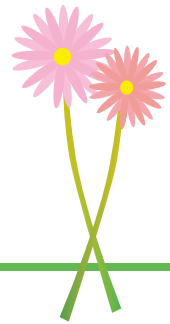
自平成29年9月1日～至平成29年10月31日に入会された会員

所属支部名	所 在 地	法 人 名	代表者氏名	業 種	電 話 番 号
東村山第5支部	東村山市野口町 3-1-10	(株)エールーフ	山崎 真徳	建設業	042-207-1451
東村山第5支部	東村山市本町 2-1-14 1F-A号	にしお鍼灸整骨院	西尾 厚	接骨・マッサージ	042-397-5441
東久留米第3支部	東久留米市下里 2-16-41	(株)カネマス	浜中 敏夫	不動産管理業	042-471-0209



ひと
ひと

清瀬支部 女性部会副部長
加藤 正子さん



東村山法人会の女性部会副部長（清瀬市）をさせていただいております加藤正子です。宜しくお願い致します。

私の出身地は所沢市で生まれ育ちました。そして清瀬市に嫁いで来るとはぼ同じくして、昭和43年に父が池袋に自社ビルを建築するにあたり不動産管理業として山加商事株式会社を設立、それと同時に役員として仕事に関わってまいりました。

法人会が設立されてほだなく法人会に入会し、女性部会としては部会活動を強化したいのでぜひ入会してほしいと勧誘があり、20年くらい前から入会し活動しております。役員として平成10年から部会長・幹事・そして副部長として現在に至ります。

法人会に入って多くの方と知り合うことができ、さまざまな活動を通じて貴重な体験をさせていただき、いろいろな勉強をすることができましたので、とてもよかったなと思っております。

女性部会の活動としては、税務に関してなど研修会の開催・「タオル1本運動」と題して福祉協議会等に寄贈する社会貢献活動・部会員間の親睦を図る交流会・税に関する絵はがきコンクールなど多岐にわたって活動しております。

私の趣味としては、健康のために歩くという目的も兼ねてゴルフをしております。法人会のゴルフ大会も毎回出来るだけ参加して楽しませていただいています。そして、心がけている言葉は「われ儂ぶ、親の教えを守りつつ、今あるを」です。今の生活が出来ているということは、親または先代が一生懸命やってきたということを忘れてはいけないという意味です。法人会も設立から現在までいろいろな方の努力で引き継ぎがされています。そうした歴史を忘れずに、特に若い方々に入会いただけるような活力ある女性部会に皆様と共にしていきたいと願っております。

山加商事株式会社 代表取締役



会員増強決起大会実施報告

今年度の東村山法人会統一の会員増強デーが10月12日(木)に、会員増強期間が10月12日(木)から11月11日(土)の間に設定され、各ブロック・清瀬支部において、会員増強決起大会等が下記の日程で行われました。各会場では法人会活動の基盤である会員の増加を目指して頑張ろうと決意表明が行われました。特に新たな施策である「ふやそう2万社GOGOキャンペーン」の主旨等について理解いただき、会員増強がさらに期待できると考えております。ブロック毎の決起大会等の様子を写真でご紹介します。

東村山ブロック

10月12日(木)
法人会館



白石副会長のご挨拶



会員増強に向けた関の声

小平ブロック

10月20日(金)
大野家



林副会長のご挨拶



参加された会員の皆様

西東京ブロック

9月25日(月)
谷戸イチョウホール



尾林副会長のご挨拶



会員増強に向けた関の声

東久留米ブロック

10月13日(金)
東久留米商工会館



高橋副会長のご挨拶



各支部決意表明

清瀬支部

10月12日(木)
清瀬商工会館



恩田副会長のご挨拶



参加された会員の皆様

秋の叙勲、納税表彰等 受彰者紹介 (敬称略)

◆旭日双光章

小川義幸(小平市、前会長、顧問)
11月14日(火)
皇居豊明殿において天皇陛下拝
掲の栄誉を賜り
勲記・勲章を受
けられました。



小川顧問と東村山税務署幹部の方々

◆東京国税局長表彰・東京都主税局長表彰

尾林長一(西東京市、副会長)
10月31日(火)
都庁舎、11月
7日(火)KKRホ
テル東京にお
いて各彰を受
彰されました。



東京都主税局長表彰 尾林副会長(右)

東村山税務署長納税表彰受彰者紹介

◆税務署長受彰者

猪上高行(小平市、監事)
大島克江(東久留米市、理事)

◆税務署長感謝状

染矢一真(東村山市、理事)
當麻武勇(東村山市、理事)
林 研志(小平市、理事)
戸塚新一(西東京市、理事)

◆立川都税事務所感謝状贈呈式

高橋博文(東久留米市・副会長)
11月28日(火)立川都税事務所におい
て感謝状を贈呈されました。



11月16日(木)表彰式の様子(ルネこだいら)

国内研修実施

第34回法人会全国大会に引き続き、村野会長・神藤事業研修委員長以下14名が福井・石川・富山の研修旅行を実施しました。最初に旧福井藩主の別邸の「養浩館庭園」を見学し、豊かな水と静かな庭園を堪能しました。2日目は「丸岡城」と「妙立寺」、「ひがし茶屋街」、「兼六園」を研修し、北陸の地の歴史等を学びました。特に「妙立寺」は、複雑な建築構造と外敵を欺くための隠し階段・隠し部屋・落とし穴等の仕掛けから「忍者寺」とも呼ばれ、外国からの観光客で大賑わいでした。3日目は、「金沢駅」と「瑞龍寺」、「ますのすしミュージアム」を研修して帰路につきましたが、特に国宝に指定されている「瑞龍寺」では法人会のために住職自らが説明をしていただき、その軽快・絶妙でまさに当時の情景が目浮かぶようなお話には、思わず全員が引き込まれてしまいました。実質2日ほどの駆け足での研修でしたが、福井・石川・富山の名所と商業施設の見識を高めるとともに、参加会員間の交流を深めることができた大変有意義な国内研修となりました。



養浩館庭園



金沢駅



瑞龍寺

ご案内

賀詞交歓会のご案内

日時 平成30年1月15日(月) 午後5時10分開会

場所 立川グランドホテル(立川市曙町2-14-16)

参加費

- ・正会員 1,000円/人
- ・賛助会員 2,000円/人
- ・非会員 5,000円/人

【恒例の福引大会も行います。是非ご参加ください】

※新春講演会は午後3時30分から開始されます。
詳細はP10をご参照下さい。

お問合せは東村山法人会事務局 ☎ 042-394-7654

報告

東村山第1支部 日帰り研修会実施

東村山第1支部では、10月22日(日)会員22名にて支部親睦日帰り旅行に行っていました。予定では川越の町【小江戸】を散策する予定ではございましたが、あいにくの雨ということで急きょ予定を変更し、川越博物館へ。丁寧なガイドさんに川越の歴史、町の造りなど教えてもらいました。川越散策へ行くなら、まず川越博物館へ立ち寄ってからですね！その後、サイボクハムへ行き美味しい料理とお酒を堪能し温泉へ浸かって帰路へ着きました。初めて参加される会員さんも多く親睦も一層深まりましたよ。また楽しい企画を致しますので是非ご参加ください。



集合写真

東村山第3支部 日帰り研修会実施

報告



集合写真

11月19日(日)東村山第3支部では恒例の日帰り研修を行いました。当日は晴天に恵まれ、川越の喜多院に参詣し庭の紅葉を楽しみ、博物館では川越の歴史がわかり易く展示されており大変勉強になりました。午後からは五日市に移動して、隠れ家的なミニ懐石の店、木のか(このか)にて、普段はなかなか予約が取れない店なのですが、当日は店を借りきって食事を楽しみました。夕刻6時に次回の研修を楽しみに無事に解散いたしました。

東村山第6支部 ボウリング大会実施

報告



東村山第6支部 ボウリング大会

10月23日(月)、台風21号も心配されましたがその影響もなく、久米川ボウルにおいて、恒例のイベント「親睦ボウリング大会」が33名の参加により行われました。中井副支部長の開会挨拶、北村さんの始球式に続き、参加者全員和気藹々とした雰囲気の中、ボウリングを楽しみました。

会場を移しての懇親会では、飯島支部長の挨拶、櫻井さんの乾杯に続き、BBQで盛り上がったところで、下澤副支部長の司会により表彰式が行われ、たくさんの賞品にほかの参加者も満足したひと時でした。

最後は、次回「新年ボウリング大会」に向け、早くも闘志を燃やす場面もあり、大いに盛り上がったイベントとなりました。皆様、お疲れ様でした。 記 下澤由起夫

西東京ブロック 日帰り研修会実施

報告

西東京ブロックは11月21日(火)、尾林ブロック長を先頭に4支部総勢39人の参加で日帰り研修を実施した。場所は、群馬・吹き割の滝見学と誉国光の酒蔵見学。昨年より12人多い参加で大変な賑わいだった。バス会社は、当ブロック第3支部の共同観光さん。

車中では、市民まつりPRで使用した「税金クイズ」を実施した。正解は、さすが8割の方が100点満点。これにはみんな驚き！ブロック長の会員増員のお願いで締めくくった。晴天に恵まれた素晴らしい1日であった。

記 副ブロック長 山田章



西東京ブロック 日帰り研修会

東久留米ブロック 日帰り研修会実施

報告

秋晴れのもと東久留米ブロックは、11月19日(日)高橋ブロック長をはじめ4支部総勢31名にて、南房総の新鮮野菜と鴨川グランドホテルのオーシャンビュー温泉と称し日帰り研修旅行へ行ってきました。



東久留米ブロック 日帰り研修会

途中下車した東京湾アクアライン海ほたるPAでは、東京湾とスカイツリーが見え360度パノラマ映像に、人間の創造性と構築のすばらしさに深く感動しました。その後、地域特産品が安価で購入できる「みんなみの里」を見学し、鴨川グランドホテルで昼食、オーシャンビュー温泉につかり日頃の疲れを癒してきました。

今回参加頂いた会員の皆様へ、この場をおかりし感謝申し上げます。また、行ったことのない方は、次回日帰り研修旅行がありましたら是非参加して下さい。

東久留米第3支部 日帰り研修会実施

報告

台風22号が近づくという生憎の天候となった平成29年10月28日、曇り空の東久留米を出発。山梨県山梨市にあるはやぶさの湯へ向かいました。現地では朝採りの新鮮野菜や果物が格安で販売されており、この地の豊かさを実感。温泉は豊富な湯量で源泉かけ流しの良質のお湯。食事後はご当地の戦国武将“武田信玄”が眠る乾徳山恵林寺散策。帰途も渋滞なくスムーズで、参加者全員が満足できる日帰り研修となった。

記 東久留米第3支部 田中知行



はやぶさ温泉にて集合写真



女性部会交流会 実施報告～晩秋の越後散策～

11月20日(月)、女性部会交流会が行われました。今回は新潟県指定文化財である雲洞庵を見学してきました。昔から越後の国では「雲洞庵の土踏んだか」と言われるくらい、篤く信仰されてきたお寺とのこと。荘厳な雰囲気で心が洗われた思いがしました。

車窓より散り紅葉を楽しみ、新潟についてからは眩しいほどの銀世界で、皆の心も弾みました。

帰りの社内ではビンゴ大会で大いに盛り上がり、とても有意義な交流会でした。



記念撮影

1時間まで **無料**。お気軽にどうぞ!!

法人会の **法律相談**



1. 申し込み方法

- (1) 東京法人会連合会 事業課 あて電話で申し込んでください。
TEL : 03-3357-0771 (土・日・祝日を除く午前9時～午後4時)
- (2) その際、①所属法人会名 ②法人名 ③相談者名 ④連絡先電話番号をお知らせください。
- (3) 申し込み状況によってはお断りする場合があります。
- (4) 申し込み後、別途、下記担当法律事務所あて電話のうえ相談日時等を打ち合わせてください。その際、必ず「東京法人会連合会の法律相談」利用の旨を教えてください。
- (5) 相談日時は毎週月曜日から金曜日まで(祝日は除く)の午前10時・11時および午後2時・3時・4時です。

2. 利用できる方

都内各法人会の会員企業および経営者等。(同一人の相談は月1回に限らせていただきます。)

3. 相談内容

法律全般。(相続等会社業務以外の相談も可。)

4. 担当法律事務所

羽野島法律事務所 羽野島裕二弁護士 他3名
港区西新橋1丁目20番3号 虎ノ門法曹ビル501号
TEL : 03-3592-0541 FAX : 03-3592-0543

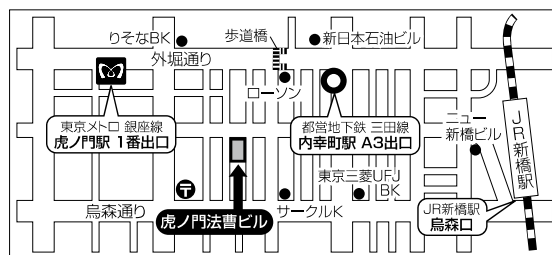
5. 相談場所

左記法律事務所

交通：地下鉄 都営三田線「内幸町」駅(A3出口) 徒歩3分
東京メトロ 銀座線「虎ノ門」駅(1番出口) 徒歩5分
JR「新橋」駅(鳥森口) 徒歩7分

6. その他

- 無料相談時間は1時間までです。
(東京法人会連合会が負担します。)
- 時間を超えて相談される場合は相談者の負担となります。
- 料金は延長30分ごとに、5,000円(別途消費税)です。
その場で実費をお支払いください。



◇お問い合わせ先 (一社) 東京法人会連合会 TEL:03-3357-0771

法人会行事のご案内

平成 29 年 11 月 25 日現在

月日(曜日)	時 間	説明会・研修会・会議等	場 所	月日(曜日)	時 間	説明会・研修会・会議等	場 所
1. 9(火)	13:30	決算法人説明会	法 人 会 館	2. 7(火)	13:00	労務経営相談会	法 人 会 館
//	14:00	個別融資相談会	//	//		生活習慣予防検診	東久留米スポーツセンター
1.10(水)	13:00	労務経営相談会	//	2. 8(木)	15:30	情報セキュリティセミナー	法 人 会 館
1.15(月)	15:30	新春講演会	立川グランドホテル	//		生活習慣予防検診	東久留米スポーツセンター
//	17:10	賀詞交歓会	//	2. 9(金)		生活習慣予防検診	田 無 タ ワ ー
1.16(火)	14:00	第8回税務教室	法 人 会 館	2.13(火)	14:00	個別融資相談会	法 人 会 館
1.24(水)	13:30	新設法人説明会	//	2.14(水)	13:30	e-Tax・eLTAX講習会	//
1.29(月)	15:30	情報セキュリティセミナー	//	//		生活習慣予防検診	東大和ハミングホール
2. 2(金)	13:00	中小企業会計啓発普及セミナー	//	2.20(火)	15:00	第9回税務教室	//
2. 6(火)	13:30	決算法人説明会	//	2.27(火)		生活習慣予防検診	東大和ハミングホール

本誌の表紙に
ご応募頂いた方
のお写真をご紹介します。

皆様振るってご応募ください。



東村山市 T N さん

Recipe 鶏肉の野菜カレー

Instructor

東久留米第1支部
野島 貞夫さん



つくりかた

鶏のもも肉と野菜を一口サイズに切って、ニンニク・生姜・リンゴをおろしておきます。

鍋に油が熱くなったら、肉を先に炒め、肉の色が変わって来たら、野菜を入れてよく炒め、野菜の色も変わって来たら、野菜を被る位にお水を入れて12分を煮込み、ジャガイモ柔らかくなったら、火を止めて、カレールー、野菜ソースとおろしたニンニク・生姜・リンゴを鍋に混ぜて、カレールーを見えなくなったら、弱火をつけてとろみが出るまでゆっくり混ぜます。自分好きなとろみになったら完成です。



材料

鶏肉、ジャガイモ、
ニンジン、玉ネギ、
いんげん、
おろしニンニク、
おろし生姜、
おろしリンゴ

〈調味料〉

カレールー、
野菜ソース、
サラダ油とお水少々

あなたの撮った写真

あなたの趣味に関する記事も募集しています



募集要項

住所、氏名、連絡先電話番号をご記入のうえ下記にお送り頂くか、メールにてお送り下さい。
選考し採用された写真または投稿を掲載させていただきます。
なお、頂きました写真または投稿は本誌に掲載する目的以外では使用いたしません。

募集規定

写真

2950×2094ピクセル以上のデジタルデータであること。(JPG, TIFF 推奨)

記事(文書)

200～400字程度
原稿用紙でもワードでも可

応募先

東村山法人会事務局 広報担当宛て
TEL042-394-7654
〒189-0014 東村山市本町1-23-6
e-mail info@higashimurayama-hojinkai.or.jp

募集締切

締切は各号発行月の2ヶ月前の月末までにご応募ください。

- 4月号の締切は2月末まで
- 6月号の締切は4月末まで
- 8月号の締切は6月末まで
- 10月号の締切は8月末まで
- 12月号の締切は10月末まで
- 2月号の締切は12月末まで

東村山法人会HP QRコード

スマートフォン等で
読み取りしてください。



公益社団法人東村山法人会報 [254号] 平成29年12月20日発行

発行：公益社団法人東村山法人会 編集：公益社団法人東村山法人会 広報委員会
〒189-0014 東京都東村山市本町1-23-6 TEL 042-394-7654
www.tohoren.or.jp/higashimurayama/index.asp
制作：株式会社 国栄

禁
無
断
転
載